

別表 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）

（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）

最終改正：平成一九年三月三十一日法律第一九号

第一章 総則

第一条（目的） この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二条（定義） この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十三号ハにおいて同じ。）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者

ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

五 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イ 鉄道事業法 による鉄道施設

ロ 軌道法 による軌道施設

ハ 自動車ターミナル法 によるバスターミナル

ニ 海上運送法 による輸送施設（船舶を除き、同法 による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）

ホ 航空旅客ターミナル施設

六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあつては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

八 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法 による道路をいう。

十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十一 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であつて、自動車の駐車のために供する部分

の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとしてすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信

号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為(道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。)に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第二章 基本方針等

第三条(基本方針)主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項

ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)その他の市街地開発事業(都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。)に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条(国の責務)国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第五条(地方公共団体の責務)地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

第六条(施設設置管理者等の責務)施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

第七条(国民の責務)国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

第八条(公共交通事業者等の基準適合義務等)公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という。)を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。2項～5項略

第九条(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等) 略

第十条(道路管理者の基準適合義務等)道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定道路」という。)を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 道路管理者は、その管理する道路(新設特定道路を除く。)を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

4 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。第十一条（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。2項～4項略

第十二条 略

第十三条（公園管理者等の基準適合義務等）公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。2項～4項略

第十四条（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。2項～5項略

第十五条（特別特定建築物に係る基準適合命令等） 略

第十六条（特定建築物の建築主等の努力義務等）建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

第十七条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。2項～8項略

第十八条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更） 略

第十九条（認定特定建築物の容積率の特例） 略

第二十条（認定特定建築物の表示等） 略

第二十一条（認定建築主等に対する改善命令） 略

第二十二条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し） 略

第二十三条（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例） 略

第二十四条（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例） 略

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

第二十五条（移動等円滑化基本構想）市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（第五項を除き、以下「基本構想」という。）を作成することができる。以下第4章略

第五章 移動等円滑化経路協定

第四十一条（移動等円滑化経路協定の締結等）重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている

土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。以下第5章略

第六章 雑則

第五十二条（資金の確保等）国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。以下第6章略

第七章 罰則

第7章略

別表2 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（抜粋）
(平成18年12月19日国土交通省令第116号)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を次のように定める。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 歩道等（第三条—第十条）

第三章 立体横断施設（第十一条—第十六条）

第四章 乗合自動車停留所（第十七条・第十八条）

第五章 路面電車停留場等（第十九条—第二十一条）

第六章 自動車駐車場（第二十二条—第三十二条）

第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第三十三条—第三十七条）

附則

第一章 総則

第一条（趣旨）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）及び道路構造令施行規則（昭和四十六年建設省令第七号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

第二条（用語の定義）この省令における用語の意義は、法第二条、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条（第四号及び第十三号に限る。）及び道路構造令第二条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

二 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第二章 歩道等

第三条（歩道）道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

第四条（有効幅員）歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第五条（舗装）歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

第六条（勾配）歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

第七条（歩道等と車道等の分離）歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けるものとする。

第八条（高さ）歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

第九条（横断歩道に接続する歩道等の部分）横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

第十条（車両乗入れ部）第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

第三章 立体横断施設

第十一条（立体横断施設）道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

第十二条（エレベーター）移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 ～十三 略

第十三条（傾斜路）移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

一～十 略

第十四条（エスカレーター）移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

一～七 略

第十五条（通路）移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

一～六 略

第十六条（階段）移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

一～十一 略

第四章 乗合自動車停留所

第十七条（高さ）乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。

第十八条（ベンチ及び上屋）乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第五章 路面電車停留場等

第十九条（乗降場）路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

一～七 略

第二十条（傾斜路の勾配） 略

第二十一条（歩行者の横断の用に供する軌道の部分） 略

第六章 自動車駐車場

第二十二条～第三十二条（障害者用駐車施設） 略

第七章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

第三十三条（案内標識）交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

る。

第三十四条（視覚障害者誘導用ブロック）歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

第三十五条（休憩施設）歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第三十六条（照明施設）歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

第三十七条（防雪施設） 略

附 則

1（施行期日）この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2（経過措置）第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第三条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「二メートル」とあるのは、「一メートル」とする。

別表3 ユニバーサルデザイン平成18年度事業実績

		（種…継続事業 新…新規事業）								
基本方針	基本施策	経過事業	事業内容	予算額	実績、効果等不記入してください。 （未実施の場合は、その理由を記入してください。）	決算予算額	担当課	種		
①みんなが まちを歩きたくなる空間を！	ア)安全で快適な歩道 （自転車道）の整備	その他	1)「歩きやすいまちづくり計画」のアクションプログラム等の推進（中心市街地等）	ふるさとの顔づくり計画により事業の実施をしていく中で、音声触知案内板、歩行者案内サイン、休憩ベンチを整備していく。		事業の実施において、音声触知案内板、案内サイン、休憩ベンチの整備を進めた。		東地区土地区画整理事務所	219	
			2)「人にやさしい道づくり整備指針」の見直し（市全体）	JR浜松駅前の市内全線の案内板を総合市移行に伴い改修する。	4,400千円	総合市に移行したことによる区画などをサイン表示し、JR浜松駅やバスターミナルの利用者などにも市街地を案内する。	2,772千円	都市開発課	220	
			3)「人にやさしい道づくり整備指針」に基づく道路空間の整備（市全体）	18年度立ち上げの土木部プロジェクトにおいて「人にやさしい道づくり整備指針」の見直しに向けて検討する。		見直し案の検討途中である。			道路課	221
			2)電線地中化、歩道整備、誘導ブロック設置、道路照明付整備、UPブロック設置工事を実施する。（旭町鶴江線）	100,000千円	一部を押し併用開始済	133,180千円	道路課	222		
			3)電線地中化工事を実施する。（鶴松和地線 山下区工区）	65,000千円	整備区画500mの内400m完了	41,310千円	道路課	223		
			4)歩道整備、誘導ブロック設置、道路照明付整備、UPブロック設置工事を実施する。（鶴松和地線 佐藤区工区）	80,000千円	供用開始済	45,766千円	道路課	224		
			5)歩道整備工事を実施する。（操場砂山線）	4,000千円	供用開始済	4,644千円	道路課	225		
			6)歩道整備工事を実施する。（有玉南中田島線）	35,000千円	西側歩道を200m整備済	37,941千円	道路課	226		
			7)歩道整備工事を実施する。（上島橋南線）	100,000千円	全道75m整備済	13,004千円	道路課	227		
			8)東地区土地区画整理事業区域内に視覚障害者用誘導ブロックを設置する。（再掲）	200,080千円	視覚障害者用誘導ブロックを設置した。	3,990千円	東地区土地区画整理事務所	228		
			9)交通安全施設等の整備及び修繕を行う。歩道等の除雪解消、視覚障害者誘導ブロック設置を行う。	220,700千円	視覚障害者用誘導ブロックの切り下げを行うとともに、UPブロック等の設置を行った。	8,226千円	北地区土地区画整理事務所	229		
			10)樹木の根の応じりによる凹凸の整備を行う。	5,189千円	5箇所の樹木の根切り、根際により歩行者の安全のため歩道高の解消を行った。	5,214千円	緑化推進課	230		
			11)歩道整備費に充当する歩道ブロックの設置解消を進める。（UPブロック設置）	2,600千円	34回庄の凍結により落ち葉清掃を実施し歩道の美化及び歩行者の安全が図られた。	2,534千円	緑化推進課	231		
			12)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	982,300千円	中心市街地の歩道の歩道ブロックの設置解消を図るとともに、UPブロックを43箇所設置した。	6,433千円	南地区土地区画整理事務所	232		
			13)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	2,600千円	UPを視野に入れた歩道ブロックを設置した。		南地区土地区画整理事務所	233		
			14)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	107,500千円	歩道・自転車道の歩道の解消を図るため、10箇所の舗装前線を実施した。	3,040千円	南地区土地区画整理事務所	234		
			15)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	22,988千円	歩道の歩道の歩道の解消を図るため、歩道ブロックを設置した。	307千円	消防本部警防課	235		
			16)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	150,270千円	歩道への歩道の歩道の解消を図るため、歩道ブロックを設置した。	800千円	春野・産業振興課	236		
			17)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	20,000千円	和地山10号線に歩道ブロック付歩道を設置し、和地山公園内歩道に接続し歩道整備を行った。	16,995千円	中央図書館	237		
			18)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	16,000千円	歩道への歩道の歩道の解消を図るため、歩道ブロックを設置した。	10,800千円	道路課	238		
19)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	6,000千円	歩道への歩道の歩道の解消を図るため、歩道ブロックを設置した。	5,355千円	道路課	239					
20)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	218,000千円	アクセス道路整備に伴い歩道整備工事を実施する。	218,000千円	新清水工場水処理場建設課	240					
①みんなが まちを歩きたくなる空間を！	ア)安全で快適な歩道 （自転車道）の整備	その他	21)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	258,300千円	歩道整備L=213m	6,772千円	河北・土木課	241	
			22)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	130,000千円	歩道整備L=138m	12,496千円	河北・土木課	242	
			23)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	75,000千円	歩道整備L=487m	8,750千円	河北・土木課	243	
			24)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	50,000千円	歩道整備L=100m	0千円	河北・土木課	244	
			25)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	240,000千円	歩道整備L=100m	3,423千円	河北・土木課	245	
			26)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	9,870千円	歩道整備L=57m W=2.5m、交差点部の歩道の除雪解消、視覚障害者誘導ブロック設置を実施	9,870千円	天竜・土木課	246	
			27)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	39,100千円	歩道整備L=340m	39,100千円	道路課	247	
			28)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	3,400千円	歩道整備L=210m	3,400千円	道路課	248	
			29)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	39,270千円	歩道整備L=60m	39,270千円	道路課	249	
			30)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	29,400千円	歩道整備L=40m	29,400千円	道路課	250	
①みんなが 利用しやすくなる空間を！	イ)安全で快適な歩道 （自転車道）の整備	その他	31)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	25,000千円	安全に歩行できる歩行者空間の整備を実施した。	25,000千円	都市開発課	251	
			32)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	2,600千円	快適な歩行者空間を確保する。	2,520千円	都市開発課	252	
			33)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		快適な歩行者空間を確保するように、市民への周知を図る。		都市開発課	253	
			34)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	700千円	スクリーンの取替えと洋式トイレの設置	689千円	春野・産業振興課	254	
			35)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	2,000千円	実証実験期間 H18.9.18～10.15 運行時間 10:00～19:00	2,000千円	中心市街地活性化事務局	255	
			36)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	6,500千円	歩道交差点地下歩道バリアフリー化整備準備調査を実施する。	6,294千円	交通政策課	256	
			37)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		道路課	257	
			38)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		道路課	258	
			39)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		道路課	259	
			40)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		道路課	260	
①みんなが 利用しやすくなる空間を！	ウ)安全で快適な歩道 （自転車道）の整備	その他	41)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	4,400千円	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	2,772千円	都市開発課	261	
			42)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		中心市街地活性化事務局	262	
			43)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		中心市街地活性化事務局	263	
			44)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		中心市街地活性化事務局	264	
			45)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		中心市街地活性化事務局	265	
			46)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		中心市街地活性化事務局	266	
			47)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		中心市街地活性化事務局	267	
			48)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		中心市街地活性化事務局	268	
			49)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		中心市街地活性化事務局	269	
			50)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		中心市街地活性化事務局	270	
①みんなが 利用しやすくなる空間を！	ア)わかりやすい案内 サインの整備	イ)安心して歩ける誘導 システムの整備	51)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	31,675千円	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	31,675千円	防災対策課	269	
			52)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	12,800千円	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	8,000千円	東地区土地区画整理事務所	276	
			53)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	7,600千円	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	4,400千円	東地区土地区画整理事務所	278	
			54)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	3,845千円	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	7,600千円	スポーツ振興課	269	
			55)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		天竜・地産振興課	271	
			56)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		道路課	270	
			57)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		東地区土地区画整理事務所	272	
			58)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		企画課	273	
			59)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		道路課	274	
			60)交通安全意識向上による歩道清掃を行う。	交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		交通安全意識向上による歩道清掃を行う。		道路課	275	
基本目標（3）「歩きやすくなる安心・安全なまちづくり」の計画実績				2,035,945千円		730,680千円				